

令和8年1月

令和8年度
運転免許証更新等情報提供業務委託
に係る公安委員会認定審査要領

香川県警察交通部運転免許課

令和8年度運転免許証更新等情報提供業務委託に係る 公安委員会認定審査要領

令和8年度における運転免許証更新等情報提供業務については、香川県公安委員会が本業務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める法人に委託することとしています。

本業務の委託契約を希望される方は、下記のとおり、香川県公安委員会が行う審査により、認定を受けることが必要です。

記

1 「運転免許証更新等情報提供業務」とは

(1) 運転免許証更新情報提供業務

道路交通法（昭和35年法律105号。以下「法」という。）第101条第3項に規定する、運転免許証の更新の申請に係る事務の円滑な実施を図るために必要な事項を記載した書面の送付に関する事務をいう。

(2) 高齢者講習等情報提供業務

法第101条の4第5項第1、2及び3号に規定する、更新時の高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査に係る事務の円滑な実施を図るために必要な事項を記載した書面の送付に関する事務をいう。

2 認定を受けることができる者

運転免許関係事務の委託を受けることができる者とは、運転免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人（法第108条第1項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号））であり、組織及び能力について、具体的には次のとおりである。

(1) 組織

ア 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）が、法第51条の8第3項第2号イからホまでに該当するものでないこと。

（本書末尾参考資料参照）

イ 主たる事務所を県内に有すること。

ウ 履行場所においては、委託事務を行うために必要な人数の職員を常時配置できること。

エ 履行場所において、職員の指導監督にあたるとともにトラブルが生じた場合は即時対応する責任者を配置できること。

オ 責任者及び委託事務に従事する職員が直接的な雇用関係にあること。

カ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定に

に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じること。

(2) 能力

- ア 委託事務に関してトラブルが生じた場合は即時対応し、解決する能力（責任者の配置等）を有すること。
- イ 履行場所での必要人数を常時配置し、令和8年4月1日から委託事務を確実に履行できる者であること。

3 履行場所

高松市郷東町 587 番地 138
香川県運転免許センター

4 委託事務の内容

(1) 業務の概要

ア 運転免許証更新情報提供業務

運転免許の保有者に対して、その運転免許証の有効期間の更新手続ができる期間の最初の日のおおむね3日前までに、運転免許証更新連絡書を作成し、これを郵送により送付する事務及びこれに付随する照会その他の事務を実施するものとする。

イ 高齢者講習等情報提供業務

高齢者講習等の対象者に対して、免許証の更新期間が満了する日の190日前を目途に、更新時の高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査に関する通知書を作成し、これを郵送により送付する事務及びこれに付随する照会その他の事務を実施するものとする。

(2) 業務実施のための体制

運転免許証更新等情報提供業務の実施に当たっては、その履行を確実なものとするため、免許センターにおいて運転免許証更新申請手続の受付が行われる全ての日において、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで（日曜日にあっては、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで）の間、常時2名の人員を業務履行場所に常駐させるものとする。この場合において、常駐する者のうち1名は、業務の実施日ごとに現場責任者（現場リーダー）として指定しておくものとする。

(3) 業務管理・連絡調整

運転免許証更新等情報提供業務の受託者は、その事業所に運転免許証更新等情報提供業務の担当責任者を置き、現場の業務管理を行わせるとともに、当該業務の委託者側の担当責任者である香川県警察本部交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）との連絡調整に従事させるものとする。

(4) 令和7年度見込み

214,918件

5 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 申請手続

委託契約を希望する者は、次の要領で申請資料を提出すること。

(1) 申請資料（様式用紙等）の配布期間

令和8年1月6日（火）から令和8年1月30日（金）まで

午前8時30分から午後5時まで

※ ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 受付期間

令和8年1月21日（水）から令和8年1月30日（金）まで

午前8時30分から午後5時まで

※ ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

(3) 申請書の配布・提出及び問い合わせ先

香川県警察本部交通部運転免許課免許係

郵便番号761-8031 香川県高松市郷東町587-138

電話番号087-881-0645（内線264）

(4) 提出方法

前記(3)の場所に直接持参するか、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業若しくは同条第9項に規定する特定信書郵便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付すること。（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明できるものとする。）

(5) 提出書類及び提出部数

ア 提出書類

様式1号に記載

イ 提出部数

1部

7 審査要領

審査については、別添「公安委員会認定審査書（様式6号）」、「公安委員会認定申請書添付書類チェック表（様式7号）」により行う。

8 審査結果の通知

審査結果については、電話で通知するとともに、「公安委員会認定結果通知書（様式8号）」を郵送する。

9 認定期間

認定日から令和11年3月31日まで

10 その他申請資料様式

申請資料様式については別添のとおり。

※ 複数の委託業務に申請する場合、申請書及び誓約書以外は複写（コピー）での提出を可とする。ただし、そのうち1つの委託業務申請については全ての書類を原本で提出すること。

参考資料

【法第51条の8第3項第2号イからホまで】

- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ハ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

様式1号

運転免許証更新等情報提供業務委託に係る
公安委員会認定審査申請書

令和 年 月 日

香川県公安委員会 殿

申請者 住所

商号又は名称

代表者氏名 印

電話番号
FAX番号

道路交通法第108条第1項及び道路交通法施行規則第31条の4の2の規定により、
公安委員会が委託事業を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める法
人として、下記の書類を添えて申請します。

また添付資料の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 定款もしくは寄付行為又はこれに準ずる書類
- 2 登記簿謄本(登記事項証明書を含む)
- 3 個人情報保護規程の写し又はこれに係る遵守誓約書
- 4 事業概要書(様式2号)
- 5 役員の氏名及び住所を記載した名簿(様式3号)
- 6 役員全員について、道路交通法第51条の8第3項第2号イからホまでのいずれ
かに該当しないことを誓約する書面(様式4号)
- 7 委託事務に従事する職員名簿(様式5号)及び組織体制表(責任者を明確に記
載)

様式2号

事 業 概 要 書

(商号又は名称 :)

区 分	所 在 地	電 話 番 号	
本 店			
支店等			
事業内容			
国又は地方 公共団体に おける委託 実績			
創業年月日	資本金	純資産	総従業員数

様式 3 号

役員名簿

- 注) 1 役員名簿は、代表者から順に記載すること。
2 様式を若干変更することは差し支えないが、上記の所定項目に漏れがないようにすること。

様式4号

誓 約 書

次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）とするものでないことを誓約します。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑又は禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 4 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
- 5 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

香川県公安委員会 殿

令和 年 月 日

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

樣式 5 号

委託業務に従事する職員名簿

注) 様式を若干変更することは差し支えないが、上記の所定項目に漏れがないようすること。

公安委員会認定審査書

※認定審査の根拠

【道路交通法第108条第1項】

公安委員会は、政令で定めるところにより、この章に規定する免許に関する事務の免許事務の全部又は一部を内閣府令で定める法人に委託することができる。

【道路交通法施行規則第31条の4の2】

道路交通法第108条第1項の内閣府令で定める法人は、免許関係事務を行うに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人とする。

申 請 法 人	法人の名称				
	主たる事業所の所在地				
	代 表 者 の				
	本 籍				
	住 所				
	ふ り が な				
氏 名					
生 年 月 日					
	審 査 内 容		審 査 結 果	確 認 書 類	

○ 免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すること

組 織 能 力	役員が、次のいずれかに該当するものでないこと。					
	【法第51条の8第3項第2号イからホまで】					
	イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者		適・否	様式3号 様式4号		
	ロ 拘禁刑又は禁錮以上の刑に処せられ、又は法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者		適・否	同上		
	ハ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者		適・否	同上		
	ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者		適・否	同上		
	ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者		適・否	同上		

2	主たる事務所を県内に有していること。	適・否	様式2号 登記簿謄本
3	履行場所においては、委託事務を行うための必要な人数の職員及び指導監督の地位にある責任者を配置すること。	適・否	様式5号 組織体制表
4	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じること。	適・否	当該規程の 写し又は 遵守誓約書
5	委託事務に関しトラブルが生じた場合は、即時対応し解決する能力を有すること。	適・否	様式5号 組織体制表
6	令和8年4月1日から委託業務を確実に履行できる者であること。	適・否	様式2号
最終審査結果	前記審査の結果、 適格 ・ 不適格 と認めます。		
	審査年月日 令和 年 月 日 審査担当者 交通部運転免許課		

様式7号

公安委員会認定申請書添付書類チェック表		
受理番号	申 請 者	
	法人の名称	
	代表者氏名	

	認 定 確 認 資 料	チェック欄
1	定款もしくは寄付行為又はこれに準ずる書類	適 ・ 否
2	登記簿謄本(登記事項証明書を含む。)	適 ・ 否
3	個人情報保護規程の写し又はこれに係る遵守誓約書	適 ・ 否
4	事業概要書（様式第2号）	適 ・ 否
5	役員の氏名及び住所を記載した名簿（様式第3号）	適 ・ 否
6	役員全員について、道路交通法第51条の8第3項第2号イからホまでに該当するものでないことを誓約する書面（様式第4号）	適 ・ 否
7	委託業務に従事する職員名簿（様式第5号）及び組織体制表	適 ・ 否
注： 上記2の書類は、申請日前1月以内に発行された原本とする。		

審査年月日 令和 年 月 日 審査担当者 交通部運転免許課

様式8号

香公委第 号
令和 年 月 日

(主たる事業所の所在地)

(法 人 の 名 称) 殿

(代 表 者 の 氏 名)

香川県公安委員会 印

公 安 委 員 会 認 定 結 果 通 知 書

令和 年 月 日付で申請のあった、令和8年度運転免許証更新等情報提供業務委託に係る公安委員会認定審査の申請については、審査の結果、下記のとおり（適格・非適格）と認定しましたので通知します。なお、認定期間は2のとおりとする。

記

- 1 業 務 道路交通法第108条第1項及び道路交通法施行規則第31条の4の2の規定に基づく令和7年度運転免許証更新等情報提供業務
- 2 期 間 通知日から令和11年3月31日までの間
- 3 注意事項 認定後に、法人の名称、主たる事業所の所在地、代表者の氏名の変更があったときは、都度、遅滞なく変更事項を証する書類を香川県公安委員会に提出して変更を届け出ること。